

## 基本的な考え方等について寄せられた声

### 【条例制定自体に対する意見】

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けてというが、一時のイベントの為に恒久的な条例が必要なのでしょうか？
- WHOとIOCが条例まで開催都市に制定することを強制的に求めることは出来ないとおもうのですが、WHOとIOCから具体的にどのような対策が求められているのか、都民に分かるように文書等を公開して下さい。
- 海外から多くの方が来ることを想定して、厳しい条例が必要との考えと思いますが、とある雑誌で見ると、訪日外国人の方々は、今の日本における喫煙環境は自国より優れており、その環境が継続されたとしても、再訪日の意向を持っているようでした。WHOやIOC等、主義主張をもった団体の意見だけではなく、そういった一般の外国人の声は無視するのでしょうか？
- 基本的な考え方を公表するにあたって、都庁内で相当な議論はされたと思いますが、その議論の内容を公開して下さい。都民には、何故にこのような考え方に至ったのかが分かりません。
- 東京都は、過去の検討会において、受動喫煙防止にかかる課題は、東京都特有の問題ではないことや、他自治体と比して厳しい条例を入れる合理的な理由がないこと等が、法律の専門家からの意見等を踏まえ、国に対して法規制を求めていたのに、急に方針を変換した理由はなんですか？議員立法であるならば、先の選挙公約の通りということでしょうか、この度は行政による提案故、その説明責任は知事・保健当局にあると思います。
- 東京都がステッカー貼っていきましょうというから、約100店位程、組合員のお店を回って、趣旨を説明の上、ステッカーを貼ってもらった。それにも関わらず、急にこんな考え方を公表する等、あまりに酷い。協力した者が馬鹿をみるような都政はおかしい。
- 国で法律が定められようとしている中、東京都で国と異なる条例が制定されることにより、事業者はさることながら、国内外の利用者も混乱することになる。
- 国が法律を定めるといっている中、東京都が先行して条例を制定しなければならない理由は何ですか？オリンピック・パラリンピック開催都市という理由以外に何かあるのですか？オリンピック・パラリンピック開催都市というのであれば、恒久的措置を求める条例は不要です。
- 受動喫煙と比べてどの程度の影響があるのか分かりませんが、このような条例が制定されると、焼き鳥屋等、店内にて炭火等で肉・魚を焼くような業態に対し、都民より「あの店は、受動喫煙よりも遙かに悪い」等と風評被害が生じることが心配。受動喫煙は問題で、そのような業態における店内環境は問題ないことを示して欲しい。
- なぜ、毎回たばこだけが悪者にされるのでしょうか？健康影響については、他の行為もあるのではないのでしょうか？

- 受動喫煙の健康影響を未然に防止し、とありますが、すでに店頭で喫煙に関する環境ステッカーを貼付し、お客様に周知しております。また、HPにも喫煙・禁煙席数を掲示しています。その上でお客様が選択されているものだと思います。今でも十分未然に防止できていると思うのですが。

#### 【定義についての意見】

- 定義の中に、加熱式たばこが含まれています。もともと全面禁煙だったのですが、お客様の要望も多く、臭いもほとんど無いとのことで、加熱式たばこのみ OK としました。以降、たばこを吸われないお客様からのクレームもなく、加熱式たばこを吸われるお客様のサービスにも繋がっています。もし、加熱式たばこもダメになったら、そのようなお客様に、どう対応すれば良いのでしょうか？除外して下さい。
- 加熱式たばこを、たばことして定義しておりますが、なぜでしょう？受動喫煙を防止することが目的だと思いますが、加熱式たばこから出る蒸気は、健康に影響を与えるものなのでしょうか？まだ科学的な事実がない中で、規制対象とするのはおかしいと思います。加熱式たばこは規制対象から除外して下さい。
- たばこだからといって、何でもかんでも規制するのはおかしいのではないのでしょうか？厚労省においても「今後さらなる研究が必要」としていると認識していますが、そのようなものを規制することは、いかがなものかと思います。規制から除外すべきだと思います。
- 加熱式たばこの利用を認める経営を容認しない理由は何ですか？加熱式たばこは副流煙もなく、受動喫煙による健康影響は無いものと思っていました。規制するのであれば、その科学的事実を示して下さい。ないのであれば、そのような経営を行政が法令で定めることは、避けるべきです。

#### 【原則屋内禁煙（喫煙専用室設置）という措置に対する意見】

- 喫煙できるのが 30 m<sup>2</sup>以下のバーやスナック等に限定されているのはおかしい。居酒屋だって、主に酒類を提供しています。バーやスナック同様、対象から除外して下さい。
- 「喫煙専用室設置可」と簡単に記載していますが、そのような専用室を設置することが現実的に難しいお店もたくさんあると思います。うちもそうです。事実上、全面禁煙とせざるを得ないですよ。厳しすぎです。喫煙可の対象施設の見直し、面積条件を緩和すべきです。
- 都内で経営しているものです。サービス業はお客様のニーズにお応えすることで、商いをしております。多様なお客様のニーズにお応えするために、日々努力しています。各お店の実情も知らずに、条例で規制することは、経営の自由を奪うことです。断固反対です。
- ロードサイドという立地柄、条例を知らない県外からの利用客が多く、「なぜ吸えないんだ」というお客様からのクレームに繋がるのではないかと不安です。

- 住宅街で個人経営しております。住宅街ということで、利用されるお客様のほとんどは常連客で、たばこをお吸いになる方も多くいます。近年の利ビ<sup>o</sup>ツク開催都市であり、スモークフリーへの取組みは世界の潮流となっていると記載ありますが、都はいったい誰のために働いているのでしょうか？ 私たちのような個人経営しているお店のことなど、考えていないのでしょうか？
- 神奈川条例施行後、喫煙できないことで忘年会の予約をキャンセルされるお客様が増加しました。おかげで売上も減少しました。サラリーマンが多いエリアでは、仕事終わりに同僚とお酒をのみながら一服を楽しみにしているお客様も多く存在します。都の条例が制定されれば、売上減少はもちろん、お客様の楽しみを奪ってしまうのではないかと心配です。
- もし屋内全面禁煙となった場合、うちでは喫煙専用室の設置はできません。禁煙とせざるを得ません。屋外については、区で路上喫煙禁止となっております。たばこをお吸いになるお客様へは「中でも外でもたばこが吸えません。うちには来ないでください」と言えばいいのでしょうか？ お客様が減少し、売上が減少したら、都は補償してくれるのでしょうか？ 迷惑以外の何物でもありません。
- 飲食業界については、業種・業態は様々であり、仮に同じ業種・業態でも立地によっては客層もことなるような多様な業界である。そのような多様さが、都民を始め国民からも理解され、支持されているものと考えており、基本的な考え方による区分はあまりにも大雑把。そんな区分では、必ず弊害が生じて、制度改正に伴い、生活がなりゆかなくなる店舗が出てくるのは必至。そうなった場合は、東京都は保障してくれるのか？
- うちの店は 30 席程度しかない居酒屋であり、そのうち数席を潰して喫煙専用室を設けることになると、そんなお金は無いし、更には、座席数を減らすことで売上が減ってしまうのは必至です
- うちのお店は、オフィス街で営業しており、昼も夜も、仕事で疲れたサラリーマンが一服しながら、食事とお酒を楽しんでもらえるお店として経営しております。条例が制定されれば、お店を止めざるを得ません
- うちのお店はビルのテナントで経営しており、一度は喫煙専用室の設置を検討しましたが、ビルのオーナーより排気設備の増強に要する工事の許可が得られず、断念して、今は、貸切りの個室のみをお客様の要望に応じて喫煙可とするような分煙を行っております。お店が大きくてもビルオーナーから許可が得られない等のこともあり、一方で喫煙を望むお客様もいるのが実情であります。そういった場合はどうすれば良いのですか？
- うちのお店はビルの 10 階で営業しているお店です。喫煙専用室を設けるようなスペースはなく、また、喫煙を望むお客様も多いことから、エリアでの分煙をしております。今後は、喫煙を望むお客様に 1 階まで下りて吸ってくれとお願いしなければならないのですか？ そんなお願いを繰り返していたら、喫煙者は来なくなるでしょうし、来ても単価が減少してしまうことは必至です。
- うちのお店は路面店ですが、店内全面喫煙可として営業しております。喫煙専用室を設けることはお金もスペースも無いから、今後は、外で吸ってくれというお願いをすることになりますが、店頭で灰皿を設置するスペースもなく、駅前の路上は禁煙エリアとなっているので、何処でも吸えないとおもうのですが、そのような場合は、どうしたら良いのでしょうか？ 飲食店は路上禁煙となっている都市部に多いので、同じ悩みを抱えるお店はとて多いと思います。

- うちのお店は、ナイトクラブです。お客様も従業員もたばこを吸う人が多いので、もちろん全席喫煙可です。比較的大きな面積なので、喫煙専用室を設けることは物理的には可能ですが、風営法によりそういった部屋を設けるには警察の許可が必要で、工事期間等を含めると、相当の間、休業しなければならず、経営への影響は必至です。そもそも、ナイトクラブ等のようなある種、特定利用者のみが利用する空間を他の公共的施設と同様の規制とすることはおかしいかと思います。
- 貸切りの個室の扱いはどうなるのですか？ホテルの客室と同様に除外されるのでしょうか？
- 従業員のみが利用する「バックヤード」は職場とみなされるのですか？それとも飲食店としてみなされるのですか？
- 2年前に厚労省の補助金を活用して、喫煙専用室を設けることは、顧客満足の観点から選択することができず、店内の空気環境を改善する措置を行った。今後は、国の助成制度が東京都内の事業者のみ、利用出来ないことになるのか？
- 先般、組合員の受動喫煙防止対策促進を目的に、東京都で実施している助成制度の周知を行ったばかりである。喫煙専用室以外でも利用可ということで、「それならうちでも利用できそう」という声もあったが、今後、その助成制度は無くなるのか？それとも、要件が変わるのか？
- 一昨年位に、喫煙席と禁煙席を分ける分煙をおこなった。煙が禁煙席に流れないように排気設備を増強し、ガラス等で分けをおこなったのであるが、そういった営業は今後できなくなるということか？私と同じく、何百万円もかけてそういった工事をおこなった店舗は少なくないはず。喫煙専用室しか認めないという考え方はあまりに急すぎて、事業者は対応できないし、これまでの投資が無駄になってしまう事業者も少なくないのでは？

等々